

27生都地特第1625号
平成28年1月13日

認 証 書

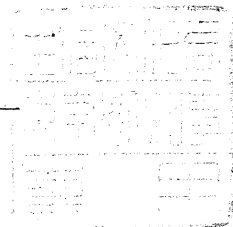
法人所在地 東京都千代田区平河町一丁目9番5号 平河町小泉ビル4階

法人名 特定非営利活動法人オープンソースソフトウェア協会

代表者氏名 足立 國功

平成27年10月14日付けで申請のあった定款変更については、特定非営利活動促進法
第25条第5項において準用する法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 舩添 要一



特定非営利活動法人オープンソースソフトウェア協会 定款

新旧対照表

新	旧
第7条（入会） 1～2 現行のとおり 3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに書面（電子媒体書式を含む）をもって本人にその旨を通知しなければならない。	第7条（入会） 1～2 略 3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
第12条（会費等の不返還） 条文削除（以降記載条番及び参照条番ずれ）	第12条（会費等の不返還） 既に納入された入会金、会費およびその他の金品は、返還しない。
第23条（機能） (1)～(3) 現行のとおり (4) 事業計画および予算並びにその変更 (5) 事業報告および決算 (6)～(7) 現行のとおり	第24条（機能） (1)～(3) 略 (4) 事業計画および収支予算並びにその変更 (5) 事業報告および収支決算 (6)～(7) 略
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。） (9) 現行のとおり	(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。） (9) 略
第24条（開催） 1～2(1) 現行のとおり (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって招集の請求があったとき。 (3) 現行のとおり	第25条（開催） 1～2(1) 略 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 略
第25条（招集） 1～2 現行のとおり 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。	第26条（招集） 1～2 略 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。
第29条（表決権等） 1 現行のとおり 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面（電子媒体書式を含む）をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3～4 現行のとおり	第30条（表決権等） 1 略 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3～4 略
第30条（議事録） (1) 現行のとおり (2) 正会員総数および出席者数（書面（電子媒体書式を含む）表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）	第31条（議事録） (1) 略 (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)～(5) 現行のとおり	(3)～(5) 略
2 現行のとおり	2 略
第33条（開催）	第34条（開催）
(1) 現行のとおり	(1) 略
(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって招集の請求があったとき。	(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 現行のとおり	(3) 略
第34条（招集）	第35条（招集）
1～2 現行のとおり	1～2 略
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって、少なくとも理事会の10日前までに通知しなければならない	3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の10日前までに通知しなければならない
第37条（表決権等）	第38条（表決権等）
1 現行のとおり	1 略
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面（電子媒体書式を含む）をもって表決することができる。	2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3～4 現行のとおり	3～4 略
第38条（議事録）	第39条（議事録）
(1) 現行のとおり	(1) 略
(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面（電子媒体書式を含む）表決者にあつては、その旨を付記すること。）	(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
(3)～(5) 現行のとおり	(3)～(5) 略
2 現行のとおり	2 略
第39条（資産の構成）	第40条（資産の構成）
(1)～(3) 現行のとおり	(1)～(3) 略
(4) 財産から生じる収益	(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収益	(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収益	(6) その他の収入
第44条（事業計画および予算） この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。	第45条（事業計画および予算） この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は・・・
第45条（暫定予算） 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。	第46条（暫定予算） 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。	2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
第47条（予備費の設定および使用）	第47条（予備費の設定および使用）

1 条文削除（以降記載条番及び参照条番ずれ）	予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 条文削除（以降記載条番及び参照条番ずれ）	2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
第50条（定款の変更） この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。	第52条（定款の変更） この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない
2 この法人の定款を変更したときは、（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項については）所轄庁に届け出なければならない。	
第51条（解散） (1)～(4) 現行のとおり (5) 破産手続開始の決定 (6) 現行のとおり 2～3 現行のとおり	第53条（解散） (1)～(4) 略 (5) 破産 (6) 略 2～3 略
第52条（残余財産の帰属） この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した社員の半数以上の議決を経て選定されたものに帰属するものとする。	第54条（残余財産の帰属） この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した社員の半数以上の議決を経て選定されたものに帰属するものとする。
附則 1～2 現行のとおり 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。 4 この法人の設立当初の事業計画および予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。	附則 1～2 略 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

2015/9/28作成